

委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務（以下「委託業務」という。）の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の目的及び内容）

第1条 甲は、委託業務の実施を、別添「令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、本契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 この契約に基づく業務の委託料は、次のとおりとする。

委託料総額 金 _____円
（うち消費税及び地方消費税の額 _____円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

（業務計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画の変更）

第8条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更について

は、その限りではない。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を中止することができる。

2 前項の場合において、委託料を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

3 前2項の規定により業務計画書の内容に変更が生じたときは、前条の規定は適用しない。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第11条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務実績報告書(様式第3号)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は委託料の支払を業務委託料精算払請求書(様式第4号)により請求するものとする。

2 甲は、乙の請求書を受領した日から起算して30日以内(以下、「約定期間」という。)に委託料を支払うものとする。

(前金払)

第13条 第12条の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、業務委託料前金払請求書(様式第5号)により請求するものとする。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1)その責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完成しないとき、又は完了しないと明らかに認められるとき

(2)正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

(3)前各号のほか、この契約書の条項又は仕様書に違反したとき

(4)契約の履行につき不正の行為があったとき

(5)委託業務を遂行することが困難なとき

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（損害賠償）

第15条 乙は、甲が故意又は重大な過失により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）

第16条 乙は、業務に係る経費を他の経費と区分して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

- 2 乙は、業務の関係書類を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（権利関係）

第17条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は成果品に係る著作権者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。
- 3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第18条 乙は、業務の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。
- 3 乙は、第1項の秘密の保持について、乙が雇用する者に周知し徹底させなければならない。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第20条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則昭和45年愛媛県規則

第 18 号の例によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
甲 愛媛県
知事 中村 時広

乙

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

㊞

令和 7 年度えひめ医療 D X 推進事業実施計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託
契約書第 7 条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出しま
す。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 収支予算書（別紙様式 1）
- 4 その他

別紙様式 1

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
委託料		令和7年度えひめ医療 DX推進事業委託料
合計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
小計		
消費税及び 地方消費税の額		
合計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、支出の部区分欄の「消費税及び地方消費税の額」を「消費税及び地方消費税の影響額」とする。

様式第 2 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事

様

住 所

法人名

代表者職氏名

㊞

令和 7 年度えひめ医療 D X 推進事業変更計画書

令和 年 月 日付けで承認のあった標記事業計画書を下記のとおり
変更したいので、委託契約書第 8 条の規定に基づき、その承認を申請し
ます。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）事業費に変更がある場合は、変更後の収支予算書を添付すること。

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

⑩

令和7年度えひめ医療DX推進事業実施報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の結果（効果）
- 5 収支決算書（別紙様式2）

別紙様式 2

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
委託料		令和7年度えひめ医療 DX推進事業委託料
合計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
小計		
消費税及び地方消費税 の額		
合計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、「消費税及び地方消費税の額」はそれぞれの区分に含める。

様式第4号（第12条関係）

令和 7 年度えひめ医療 D X 推進事業委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

法人名

代表者職氏名 (印)

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 四也

内訳 委託料 金 円也

前金払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

様式第 5 号（第 13 条 関 係）

令和 7 年 度 え ひ め 医 療 D X 推 進 事 業 委 託 料 前 金 払 請 求 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代 表 者 職 氏 名 印

令和 年 月 日 付 け で 契 約 を 締 結 し た 標 記 事 業 に 係 る 委 託 料 に つ い て、委 託 契 約 書 第 13 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、下 記 の と お り 請 求 し ま す。

記

一 金	円 也		
内 訳	委 託 料	金	円 也
	前 金 払 受 領 済 額	金	円 也
	今 回 請 求 額	金	円 也
	残 額	金	円 也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 受託者は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により愛媛県に報告しなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により愛媛県に報告しなければならない。

4 受託者は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により愛媛県に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 受託者は、愛媛県の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するために愛媛県から提供された個人情報が記録された資料等を、愛媛県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を愛媛県に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、

愛媛県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 受託者は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、愛媛県の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 受託者は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、愛媛県に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 受託者は、この契約による業務を処理するため愛媛県から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに愛媛県に返還するものとする。ただし、愛媛県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受託者は、この契約による業務を処理するため受託者自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、愛媛県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 受託者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 愛媛県は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 愛媛県は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに愛媛県に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、愛媛県の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより愛媛県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により愛媛県又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 愛媛県は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。